

紹介者退職の場合

弊社の実施したコンサルティングによって貴社に入社した後、明らかに紹介者本人の責により解雇された場合及び自己都合により入社後3ヶ月未満で退職した場合、
受領した紹介手数料のうち、下記の金額を返金致します。

3ヶ月未満で退職した場合 **紹介手数料の50%**